

●香川県告示第111号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において令和2年4月3日から10年間閲覧に供する。

令和2年4月3日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

令和2年3月26日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1-3-1工区

次の各地点のうち、㉔の地点から㉕の地点を順次に結んだ線及び㉕の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	1等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒。以下「基点」という。）から283度58分34秒 3,485.97メートルの地点
㉑の地点	㉔の地点から 4度16分31秒 134.94メートルの地点
㉓の地点	㉑の地点から 94度14分43秒 127.93メートルの地点
㉕の地点	㉓の地点から 184度14分51秒 134.95メートルの地点

イ 第1-4-1工区

次の各地点のうち、㉖の地点から㉗の地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉖の地点	基点から 284度20分42秒 3,359.87メートルの地点
㉓の地点	㉖の地点から 4度14分51秒 134.95メートルの地点
㉕の地点	㉓の地点から 94度14分37秒 10.00メートルの地点
㉗の地点	㉕の地点から 184度14分51秒 134.95メートルの地点

ウ 第2-3工区

次の各地点のうち、㉘の地点から㉙の地点を順次に結んだ線及び㉙の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉘の地点	基点から 283度58分34秒 3,485.95メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 274度15分04秒 328.05メートルの地点
㉑の地点	㉙の地点から 4度14分18秒 134.98メートルの地点
㉓の地点	㉑の地点から 94度15分27秒 328.13メートルの地点

(3) 面積

ア 第1-3-1工区 17,267.73平方メートル

イ 第1-4-1工区 1,349.51平方メートル  
ウ 第2-3工区 44,279.48平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号